

中小企業庁における B C P 策定普及の取組について

平成30年 1 月
中小企業庁経営安定対策室

I . B C P 策定支援研究会における取組について

1. 中小企業・小規模事業者のBCP策定等のこれまでの支援について

(1) 背景

- 中小企業・小規模事業者にとって、災害への備えは経営の中心課題ではないため取組が遅れている面がある。
- 中小企業等には、様々な業態・規模の事業者があり、リスクを認識していない事業者や、リスクを認識したとしてもリソースの問題でBCP策定等の取組が困難な小規模事業者が存在する。
- これまでのBCP策定支援は、リスクを認識し、BCPを策定する意識のある中小企業への支援（策定支援セミナーや、BCP策定指針の提示等のノウハウ・情報提供）が中心。

(2) 中小企業における課題

リスク認識やリソースが十分ではない中小企業（主に小規模事業者）は自ら取り組むことが困難。

⇒こうした企業ほど、被災時に大きな影響を被る可能性が高く、支援が必要

(3) 取組の方向性

① 中小企業等を取り巻くステークホルダー（例：支援機関）による働きかけ（次頁参照）を促進

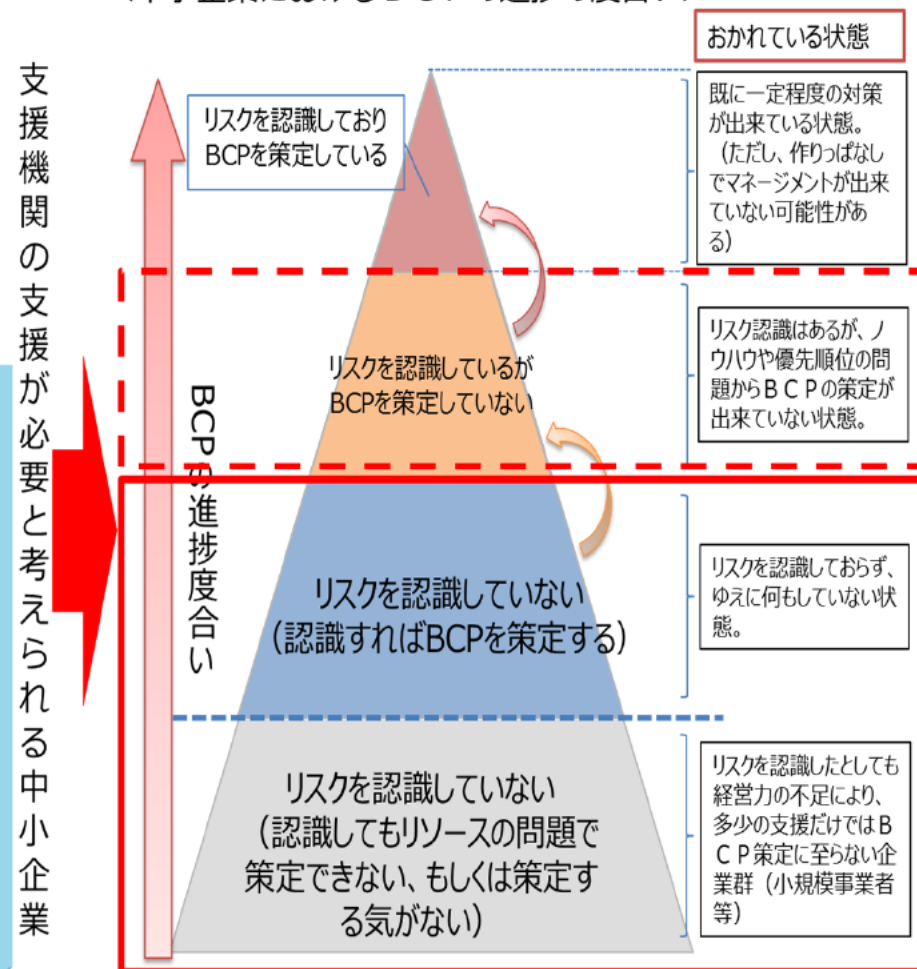
昨年の研究会のアンケート結果を見ても、中小企業等は自然災害に対するリスク認識が低く、これらを高めて行くことが必要。

アンケート調査結果では、BCP等に取り組むきっかけとして、税理士、会計士、商工会議所、商工会等経由で取り組んだ企業も多く、こうした関係者を通じて、啓発を図っていくことが有効と考えられる。

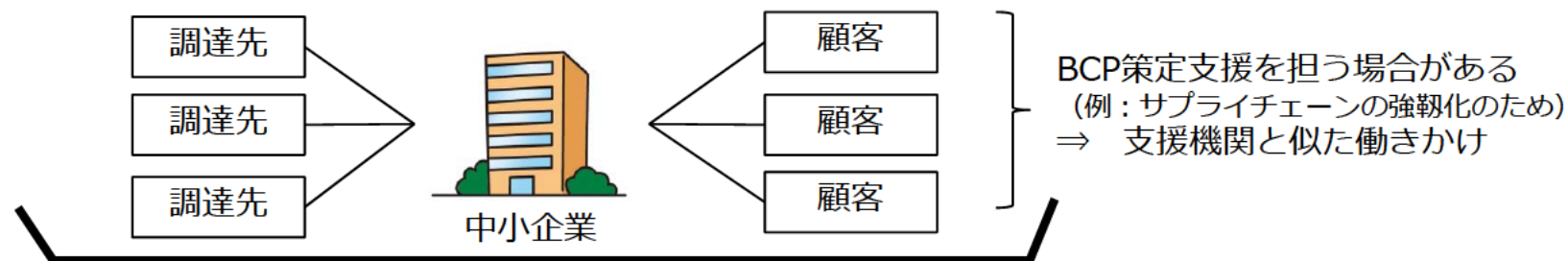
② 優良事例などの取組の見える化

取組を促す方法として、実際に被災した企業においてBCP等が機能した事例を多数収集・整理し、これらの効果の「見える化」を図っていく。

＜中小企業におけるBCPの進捗の度合い＞



参考：中小企業等を取り巻くステークホルダー（支援機関）による働きかけ



企業活動をサプライチェーンの外から支えるステークホルダー（支援機関）の例

〔官〕

地方自治体

〔民〕

商工団体

金融機関

中小企業を支える士業と関連団体

など

- 前述のとおり、以下の支援機関による事業継続の取組に関する働きかけの事例とその有効性が確認されていることから、本件においても、以下を主要な支援機関として想定（仮説）

- 地方自治体：例）都道府県、市町村、地方自治体系の産業振興機関など
- 商工団体：例）商工会、商工会議所、中央会など
- 金融機関：例）地方銀行、信用金庫、信用組合、損保会社など
- 中小企業を支える士業：例）中小企業診断士、税理士、会計士など

これら支援機関による働きかけの事例が確認されている一方で、
すべての支援機関が事業継続の取組に精通しているとは限らない
(例えば、事業継続の取組に精通している経営指導員・中小企業診断士は、全体の一割程度)

**支援機関の働きかけの促進のため、すべての支援機関が活用可能なツール
(例：事例集、ガイドライン等) の公表が求められる**

2. BCP策定支援研究会の取組概要

(1) 研究会の検討事項

- BCP策定支援研究会を立ち上げ、以下の取組を実施している。
- 前述 1. (3) を踏まえ、中小企業等のBCPの取組を支援する支援機関の担当向けに、
 - A) 支援機関向けガイドブック・BCP策定等の啓蒙ビデオ
 - B) 支援事例集（インセンティブの付与、指導事例、指導員人材の育成事例など）
 - C) 中小企業取組事例集（優良BCP取組事例の紹介）

などを作成し、支援機関の協力の下、中小企業等への意識喚起を図っていく。

(2) 支援機関とは（案）

- 支援機関として想定しているのは、
 - 地方自治体（都道府県、市町村、地方自治体系の産業振興機関など）
 - 商工団体（商工会、商工会議所、中央会）
 - 地域金融機関（地方銀行、信用金庫、信用組合）や損保会社など
 - 中小企業を支える士業（中小企業診断士、税理士、会計士等）など
 - その他

参考：中小企業庁のBCP策定支援の取組

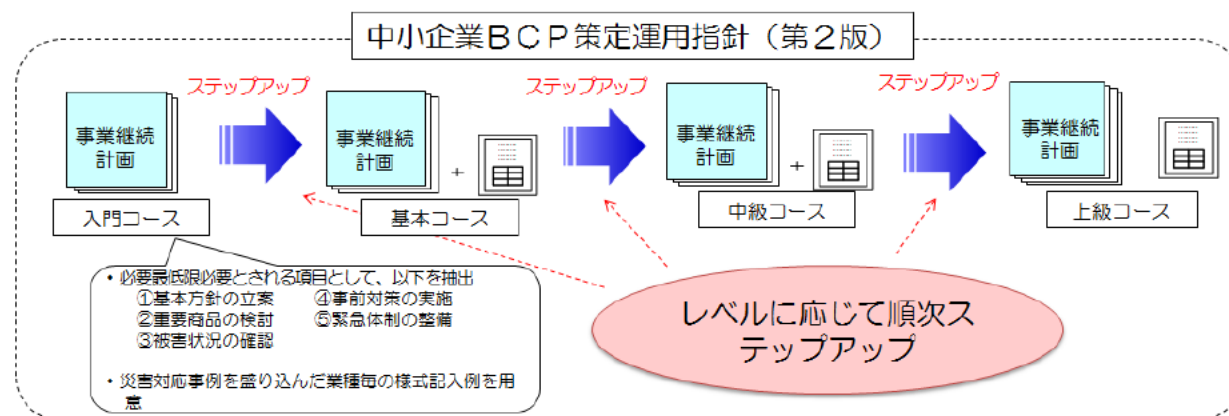
中小企業BCP策定運用指針（第2版）

1. BCPの策定・運用に必要な事項を、事例なども入れながらわかりやすく解説した支援ツール。
2. BCPに初めて取り組む方でも容易に策定できる内容となっている「入門コース」から、徐々にレベルを上げた「基本」、「中級」、「上級」の4コースを用意。
3. 必要な様式等は、HPからダウンロードが可能。

<QRコード> 中小企業庁HP
中小企業BCP策定運用指針

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

※事例集等もこちらからご覧いただけます。



中小企業庁のBCP指針に基づく融資制度

■ 社会環境対応施設整備資金（BCP関連）

対象	中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者
取扱金融機関	日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）
貸付対象	○設備資金： 施設の耐震化、自家発電設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※建て直し、移転を含む。） ○運転資金： 事業継続に必要な在庫や原材料等の確保、耐震診断費用など

貸付限度額及び貸付利率

【中小企業事業】

○貸付限度額：7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円）

○貸付利率：【設備資金※1】2億7千万円まで：基準利率－0.65%
2億7千万円超：基準利率

【運転資金※2】基準利率

【国民生活事業】

○貸付限度額：7,200万円（うち、運転資金：4,800万円）

○貸付利率：【設備資金※1】基準利率－0.65%

【運転資金※2】基準利率

※1 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から0.9%引き下げる。

※2 耐震診断を行うために必要な運転資金及び複数企業連携に係る運転資金については、貸付利率を基準利率から0.4%引き下げる。

※詳細は日本政策金融公庫の各支店窓口までお問い合わせください。

Ⅱ． 中小企業BCP策定支援事業について ＜平成29年度補正予算＞

参考：中小企業BCP策定支援事業（PR資料）

平成29年度補正予算案額 **7.0億円**

中小企業庁 経営安定対策室

03-3501-0459

中小企業庁 経営支援課

03-3501-1763

事業の内容

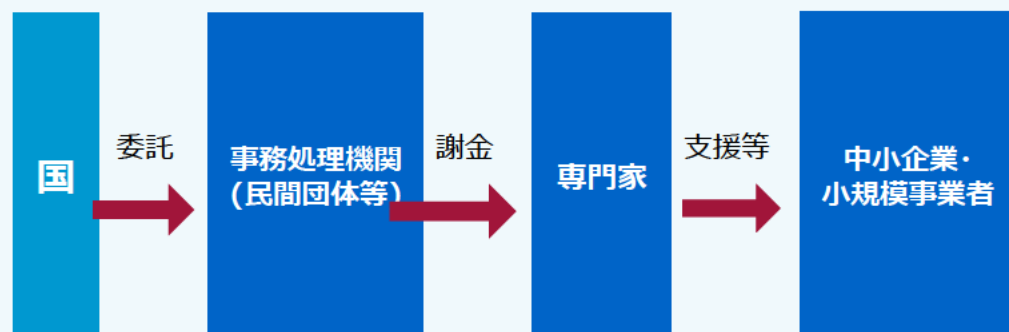
事業目的・概要

- 近年、災害等が頻発する中、被災した場合、地域経済の担い手である中小企業の早期復旧が重要です。早期復旧には、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、平時に行うべき活動や緊急非常時における事業継続の手法等を構築すること等が有効です。しかしながら、中小企業にはこれらの知識が乏しいことから、BCP策定を行う中小企業者に専門家を派遣していきます。

成果目標

- 地域経済の担い手である中小企業の災害からの早期復旧や、平時からの経営改善を図ることで、地域の雇用等の維持を図ります。また、BCP策定率を上げていきます。

条件（対象者、対象行為）



事業イメージ

○災害対策強化や経営改善に係る取組

○BCP関連の専門家等派遣事業（委託）

中小企業における自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えた事業継続計画の策定や、平時に行うべき活動、緊急非常時における事業継続のための取組（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を支援するため、専門家の派遣を行います。

○中小企業のBCPの認知度

